

ID: 32

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	利用料及び付加機能利用料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第8条第1項及び第2項		
例規番号	平成17年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (利用料等) 第8条 インターネット加入者から別表第1に定めるインターネット接続サービス利用料(以下「利用料」という。)を徴収する。</p> <p>2 市長は、インターネット加入者から請求があったときは、別表第1に定める付加機能を提供することができる。この場合において、インターネット加入者から、別表第1に定めるインターネット接続サービス付加機能利用料(以下「付加機能利用料」という。)を徴収する。</p> <p>3 インターネット接続サービスの提供を開始した日(付加機能については、その提供を開始した日)から起算して、インターネット接続サービスの提供を解除した日(付加機能の廃止については、その廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とする。)について、インターネット接続サービスの形態に応じて別表第1に定める利用料及び付加機能利用料(以下「利用料等」という。)を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日